

# 奈良県都市計画審議会傍聴要領

奈良県都市計画審議会

## 1 目的

この要領は、奈良県都市計画審議会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

## 2 傍聴の手続等

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会場入口で受付を行い、整理券を受け取ってください。
- (2) 傍聴の受付は、原則会議開催予定時刻の30分前から開始し、10分前に終了します。
- (3) 傍聴者の定員は原則20名とします。ただし、会場の容量によって定員を変更する場合があります。会議開始の10分前の時点で、傍聴希望者が定員を超える場合は抽選を行います。傍聴希望者が定員を超えない場合は定員に達するまで先着順で受け付けます。
- (4) 傍聴予定者(抽選を行った場合は当選者に限る。)は、会議の冒頭において、議事の公開が決定されてから係員の指示に従って会場に入室してください。
- (5) 会議は原則公開としますが、奈良県情報公開条例(平成19年7月奈良県条例第4号)第7条各号のいずれかに該当する情報について審議を行う場合等、審議会の判断により非公開となる場合があります。
- (6) 傍聴者には会議資料を配布しますが、退出の際に必ず返却してください。また、会議資料のうち奈良県情報公開条例第7条各号に該当する資料については配布しない場合があります。

## 3 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が4の事項に違反したときは、入室を禁じる、又は退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が4の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

#### 4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

##### ○入室時の事項

- (1) 凶器、棒等、人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している方の入場は認めません。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯している方の入場は認めません。
- (3) 酒気を帯びた方、大声を出している方の入場は認めません。
- (4) その他会場の秩序を乱し、会議の公正、円滑な運営に支障となる行為をする恐れが明らかにある方の入場は認めません。

##### ○傍聴中の事項

- (1) 写真撮影、録画、録音等を行うことは認めません。
- (2) 傍聴者は、傍聴席に着席してください。
- (3) 傍聴者の発言は認めません。会議中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (4) 携帯電話等の使用は認めません。
- (5) 飲食又は喫煙をしないでください。
- (6) 非公開となる議題の審議に入る場合で指示があったときは、速やかに退出してください。
- (7) その他会場の秩序を乱し、会議の公正、円滑な運営に支障となる行為をしないでください。

##### ○その他の事項

- (1) 傍聴を認められた者がその資格を放棄すること、又は他者に譲渡することは可能ですが、これに関して金銭の授受や社会通念に照らして不適切と思われるような方法をとることは認めません。
- (2) 傍聴者は、審議の途中で退出すること及び再入室することは可能ですが、退出した間に入室した他者によって定員に達している場合は再入室できません。

(付 則)

この要領は、平成27年4月1日から施行します。